

(様式第1号)

平成26年度第1回 いじめ問題対策審査会 会議録

日 時	平成27年2月18日(水) 10:00~11:45
場 所	北館4階 教育委員会室
出 席 者	会 長 中村 豊 副 会 長 西井 克泰 委 員 曾我 智史 ・ 寺内 嘉一 ・ 西野 緑 教 育 長 福岡 憲助 学校教育部長 伊田 義信 事 務 局 井岡 祥一 ・ 西 隆幸
事 務 局	学校教育課
会議の公開	■ 一 部 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 委嘱交付式
- (3) 教育長あいさつ
- (4) 委員紹介
- (5) 事務局職員紹介
- (6) 正副委員長選出
- (7) 諮問

2 提出資料

- 資料1 芦屋市いじめ防止基本方針 概要
資料2 「重大事態」に関する調査方針について
資料3 芦屋市条例第33号 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例

3 審議経過

協議

(会長) 本日の会は条例第7条第2項に基づき、過半数の出席がありますので成立とみなします。協議事項に入ります。事務局から説明願います。

(事務局 井岡) 資料により説明

(会長) 事務局から、いじめ防止基本方針の概要及びいじめ防止等対策について説明がありました。各委員の意見をご発言願います。

(寺内委員) 医者立場から発言すると、いじめはどこにでも誰にでもある。いじめの定義は、即被害者、加害者の関係ではなく、心的外傷、不登校などの被害があり、長期になる場合がいじめである。経過を見守る動きがいる。
現状は、いじめに対応する体制にはなっておらず、予防がむずかしい。

(会長) 人が集まればトラブルはつきもので、学校を特殊な空間でトラブルが起こらな

いものだと考えていくのは、問題があるのではという指摘を受けた。

他にご意見はないか。自由にご発言願います。

(西野委員) 児童生徒が心身に苦痛を感じているという部分は私自身、大切にしたい。心理的または物理的に影響を与える行為というのが非常に難しく、たとえば数年前5年前のことを遡って、今、不登校になっていることを言うてくる事案が多々あり、どのくらい前なのか、影響について、困難を極めていることを実感している。

(会長) 因果関係は明確にできない。当事者が数年前に遡った時にどこまで責任を負うか難しい問題である。

(曾我委員) 弁護士会で子どもの悩み事相談を行っている。その中で、5年程前の話で、現在精神的苦痛を受けているという相談があった。法律相談という枠組みの中で、因果関係を示すことは難しく、難しい問題提起であって、悩むところである。推進法の定義については、いじめの未然防止を念頭においているので、いじめという事象を広くとらえようという前提で考えている法律だと思っている。重大事案の対処についても別の規定を設けていることから、いじめの定義は広く解釈すべきである。いじめにおいて、すぐに加害、被害で線引きしてしまうのは良くない。加害者、被害者の関係性に立ってこちらが接してしまうと、過剰反応になりかねない。本人がいじめを受けていると感じたとき、すぐに相談できる体制を整えるべきである。

早期発見ができるような仕組みをつくるためにも、いじめの定義は、広く解釈すべきである。

(会長) 疑いのところから進めていきながら、見極めていくということだった。臨床心理の専門のお立場からご発言願います。

(副会長) PTSDは数か月や何年か後に現れることがあり、その時点で訴えがあることがある。5年前や10年前の因果関係を示すことは難しいということを経験した中で年月を盛り込まずに、いじめを広く定義しておく方がよい。

(会長) 事案が起きた場合、まず事実関係を確認することから始め、丁寧に事案を取り扱い、訴えがあつてすぐにいじめ事案ととらえるのではなく、精査しながら見極めていく。

芦屋市の基本方針の概要について質問、意見等があれば、自由にご発言願います。

(曾我委員) 先ほど事務局の説明の中の学校支援チームは具体的にはどのようなメンバーで、また、どのような活動をしているのか。

(事務局 井岡) 学校支援チームは県教育委員会阪神教育事務所所管のSSW(スクールソーシャルワーカー)、警察OB、学校管理職(校長OB)が構成員で、学校の生徒指導上の問題行動に対して学校と連携し、問題に応じた相談活動や支援活動を行っ

ている。

(副会長) 学校内の体制，また，校内での構成員についてどのようになっているか。

(事務局 井岡) 学校組織では構成員として，校長，教頭など管理職と担任，学年代表，生徒指導担当教員や，心と身体のこととも関係することから養護担当教員，スクールカウンセラーがメンバーとなっている。様々な事案については，ケース会議を持ちながら取り組みを進めている。

(副会長) 学校組織の中に外部人材の方も入られて協議することはあるのか。

(事務局 井岡) 場合によっては，ある。

(寺内委員) SC (スクールカウンセラー) はどのような活動をしているのか。

(事務局 井岡) 県教育委員会の施策で芦屋市にはスクールカウンセラーが5名配置されている。中学校は3校あるが各中学校を拠点校として配置しており，2校の小学校にも拠点校として配置している。週1回の勤務で，小中11校に，各拠点校を中心にして対応している。

(副会長) SC (スクールカウンセラー) は芦屋市費負担のSC (スクールカウンセラー) はいないということか。

(事務局 井岡) いない。県の配置である。

(西野委員) 早期発見，早期対応というところでは，校内常設の対応チームが重要であると思う。その対応チームには複数の教師とそれに加え，心理・福祉の専門の人材が入ることが望ましいが，予算も関係すると思う。今，必要なのは校内のケース会議等の運営にコーディネーター役の教師の存在が重要であり，SC (スクールカウンセラー) やSSW (スクールソーシャルワーカー) と連携がとれるのではないかと思う。

(寺内委員) 学校にはスクールナース (養護教諭)，スクールドクター (学校医) がいるが，学校においては，スクールティチャー (教師) がオールマイティーでもやらなければならないのが，問題である。スクールカウンセラーも十分ではない。スクールポリス (学校の守衛) が必要だと考える。校長OB，警察OBなどのスクールポリスが常駐していると，いじめの初期対応の見守りができると思う。現状は，教師に全部責任をおわせている。この中でいじめを未然に防ぐことは困難である。

方針については，国が施策を出し，我々は重大事案が起きたときにどのように対処していくのが大切である。スクールポリスを作る等は，法律を変えなければならないが，変えることは難しいと思われる。

(会長) 意見をいただいたということでよいか。

次に重大事態に関する調査等について，事務局から説明願います。

(事務局 井岡) 資料2により説明。

(会長) 質問・意見はあるか。

(副会長) 重大事態の調査について見ると、市教委から学校への調査と審議会からの調査と2本になっているが、同時であるのか、市教委から学校への調査の後、市教委から審議会へ、さらに審議会で審議し、何かあれば調査するということなのか。

(事務局 井岡) ひとつは審議会に諮問するまでではなく、市教委が調査した段階で、判明したものであればそこで終わり、さらに調査が必要な場合は諮問として審議会に上がってくる場合がある。もう1つは、第三者的に聴かなければならない場合は、審議会が学校へ調査に入ることが考えられる。

(曾我委員) 具体的な調査の方法はどのように考えているのか。例えば事実関係の調査は、普段行っている通りにやればよいと思うが、聞き取りの場面では、児童心理に詳しい専門家が入るべきであると考えているが、そのようなことは想定しているのか。

(事務局 井岡) 具体的にはまだシミュレーションはできていない。今後、様々な状況に応じて、複数で対応し、人的配置を考えながらシミュレーションをしながら進めていく。

市の危機管理指針に基づき、具体的なことを盛り込みながら、次回には事例・事案を想定したシミュレーションをもとに考えていきたい。

(会長) 重大事態について懸案されているのが30日以上欠席である不登校で、学校に行かない、行けない、いやな人がいる、いやなことがあった等が、いじめの重大事態に入ってくる。非常に難しい問題である。

(寺内委員) 不登校についての取組はどのようになっているか。

(事務局 井岡) 不登校の取組については、適応教室で学校復帰プログラムに基づいた指導を行っている。一方で、適応教室に通うことができない児童生徒もあり、学校が個々の状況を把握し、市教委に報告をしながら長期的に対応している。

(会長) いじめに起因していたり、人権に関する不登校が含まれていたり、その対応についてはどのようになっているか。

(事務局 井岡) 今のところ情報を集める中で、いじめに起因している事案はない。30日以上長期欠席の児童生徒がすべて重大事態になるかということについては、不登校に至った経緯や何がきっかけでなったのかを丁寧に把握しながら、その中で判断していくが、今のところ重大事態の事案はない。

(寺内委員) 発達障害のある子どもがいじめにあっていることが多いが、30日以上不登校の中で、発達障害かどうか、どこで把握されるのか。

(事務局 井岡) 発達障害のある児童生徒については、特別支援教育の取組からどのような診断を受けているのか、学校訪問を行い、芦屋特別支援教育センターと連携し、子どもの状況を把握しながら対応している。

(寺内委員) 特別支援学級在籍の児童生徒でなく、通常学級の子どもで高機能発達障害などの子どもは、勉強には支障がないが、少し指導をすることで効果が上がる。

(会長) 次に芦屋市の状況について協議を進めていきたい。説明願います。

※ (以下非公開部分)

(会長) これで協議が終了です。進行を事務局に戻します。

事務連絡

閉会のあいさつ

閉会